

おおさか でん き つう しん だ い が く 大阪電気通信大学へようこそ！

このガイドブックは、母国をはなれて日本での生活を送る留学生のみなさんの留学生活に少しでも役立つよう作成しました。

日本での生活で困った時や、個人的な悩みがあるときは気軽に相談してください。

大阪電気通信大学では、留学生のみなさんが留学目的を達成できるよう、サポートしていきます。

1. 入国後の手続きについて

空港にて

■ 在留カード ■

2012年7月9日以降、留学生が成田空港・羽田空港・中部空港および関西空港から入国する場合、入国審査場にて旅券(パスポート)に上陸許可の証印を受けるとともに、在留カードが交付されるようになっています。



※他の出入国港から入国する場合は、旅券(パスポート)に上陸許可の証印をし、「在留カード後日交付」と記載されます。この場合、市区町村の窓口にて居住地の届出(転入手続き)をした後に、出入国在留管理局より在留カードが交付されます。

この在留カードは、みなさんが日本に滞在する間の身分証となりますので、常に携帯していなければなりません。紛失してしまったときは、直ぐに、出入国在留管理局で再発行の手続きをしてください。

居住地の市役所ですること

■ 転入届 ■

来日後、居住地を定めてから14日以内に、在留カードを持参のうえ、居住地の市町村の窓口に住居地の届出をしなければなりません。

● 手続きに必要なもの

パスポート、在留カード

■ 「住民票」 ■

市役所で転入手続きを行う際、「住民票」を発行してもらい、学務課・四條畷学務課または国際交流センターへ提出してください。

■ 国民健康保険 ■

日本に在留する場合、「国民健康保険」に必ず加入しなければなりません。病気や怪我で医療機関で治療を受けた場合、医療費の70%を国（日本）が負担してくれる保険です。

市役所で転入手続きをする際、同時に、国民健康保険の加入手続きをしてください。また、加入にあたっては、月々の

保険料が必要です。窓口で学生であること、また、所得のないことを申告すれば保険料が軽減されます。

●手続きに必要なもの

パスポート、印鑑



■ 国民年金 ■

国民年金は、日本に居住する20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。病気や怪我で高度障害が残った場合や死亡した場合にお金が支給されます。市役所で国民健康保険と同時に加入してください。また、窓口で、保険料の支払い免除（正規生の場合は学生納付特例、非正規生の場合は一般免除）手続きも行ってください。

●手続きに必要なもの

パスポート、印鑑



■ マイナンバーについて ■

留学生の皆さんは、転入手続きが済むと、マイナンバーが割り当てられ、後日自宅に通知書が郵送されます。この番号は社会保障等のために割り振られるもので、パスポートに次ぐ重要な個人番号となります。なくさないように厳重に管理してください。管理は自己責任となりますので、十分に気をつけましょう。一部の例外を除き、原則として、大学ではマイナンバーを収集することはありません。

■ 銀行ですること

■ 口座の開設 ■

公共料金や電話料金などの支払いを自動で引き落としのできるの
で、口座を開設しておく便利です。国費留学生・私費留学生学習
奨励費受給者は、毎月の奨学金がゆうちょ銀行口座に振り込まれ
ますので、必ず、ゆうちょ銀行の口座を開設してください。



●手続きに必要なもの

パスポート、印鑑、住民票、学生証

注意すること

来日後、すぐに開設できる口座は、「ゆうちょ銀行」のみとなります。「ゆうちょ銀行」は、日本国内の払込みや受け取りの口座として利用することはできますが、海外送金の受け取りができません。日本で在留期間が半年を過ぎると都市銀行（三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ等）で開設できるようになりますので、母国から海外送金を受け取れる口座として開設しておくことをおすすめします。

2. 学生生活

勉強について

大阪電気通信大学で授業を受けるには、学期ごとに履修する授業科目を登録しなければなりません。登録をせずに授業を受けても単位が認定されませんので、注意してください。登録については、履修登録の手引きをよく読んで、必ず指定された期間内に行ってください。

■ グループ担任とは ■

入学後、1年次から卒業研究を行うまでの間、学習・生活などについて、指導をしていただく先生のことです。



■ 指導教員とは ■

3年次、4年次に進級すると卒業研究（卒業制作）をすることになります。各自で研究室とテーマを決めたあと、研究テーマに基づき、卒業まで指導をしていただく先生のことを「指導教員」と呼びます。

卒業研究については学修必携で確認してください。

■ 日本文化特別講座について ■

本学では、留学生に向けて「日本文化特別講座」を開催しています。この講座は、みなさんがこれから4年間本学で勉強し、また本国を離れ日本という土地で生活する上で日本の社会・文化をより深く理解してもらうための講座です。新入生の皆さんを対象に、1年間かけて実施します。毎回専門の先生にお越しいただき、さまざまなテーマについて講義・実技の時間を設けています。この講座のそれぞれのテーマをより深く理解するために、テーマに沿った事前課題と事後課題（感想・考察）を提出します。

【講座の流れ（1テーマ）】

事前課題の提出（予習） ⇒ 講義・実践 ⇒ 事後課題（まとめレポート） = 1回

※日程・詳細は国際交流センターより皆さんに案内します。



【京都学外見学】



【日本文化特別講座（着物着付け）】

がくひ 学費について

がくひ のうにゅうほうほう 学費の納入方法

入学前は、銀行振込の方法で納入しますが、入学後は銀行口座からの振替えにより授業料を支払っていただきます。入学後に大学から案内がありますので、指定の手続きを行ってください。

りゅうがくせいじゅぎょうりょうとくべつげんめんせいど 留学生授業料特別減免制度

大阪電気通信大学に入学した留学生に対し、授業料特別減免を実施しています。

減免を受けるためには、入学後の申請手続きが必要です。

申請は、年度毎に必要となりますので、期間内に手続きを行ってください。

申請に関する案内は、My Portal（マイポータル）、OECU メール等でお知らせします。

ただし本学在学中に学業成績不良・性行不良となったときは、減免が受けられない場合がありますので、注意してください。

しょうがくきん 奨学金について

にほんせいふ しょうがくきん こくひがいこくじんりゅうがくせい 日本政府による奨学金 【国費外国人留学生】

たいしかんすいせん ●大使館推薦

海外にいる学生が、日本の大学等への留学を希望する場合の奨学金制度です。詳しい内容は、各国の日本大使館にお問い合わせください。

だいがくすいせん ●大学推薦

大阪電気通信大学では特に優秀で奨学金を必要とする学生を推薦することができます。推薦できるのは新たに日本に来て研究生または大学院生として入学を希望する人(大学推薦)か、現在、本学に在学している学部3年生以上、または大学院生(国内採用)です。詳しい内容は、寝屋川キャンパスの学生は学務課、四條畷キャンパスの学生は四條畷学務課にお問い合わせください。

■ 日本学生支援機構 【私費外国人留学生学習奨励費】 ■

日本学生支援機構の奨学金です。期間は1年間で、成績・経済的な面から学内選考により推薦しています。

学部生 48,000円/月 大学院生 48,000円/月

■ その他留学生対象民間団体からの奨学金 ■

年度により募集や、採用は異なります。

募集があれば、OECU MyPortal（大阪電気通信大学奨学金掲示板）で案内します。

成績発表について

前期・後期の学期末試験終了後に「成績発表」があります。各自成績発表日に学業成績表を受け取って内容を確認してください。成績評価に関する問い合わせは成績発表後、1週間以内となっています。寝屋川キャンパスの学生は学務課、四條畷キャンパスの学生は四條畷学務課にお問い合わせください。問い合わせ期間以降の成績評価に関する質問は受付できません。

3. 日常生活

宿舎について

以下は宿舎での生活において大事な事項ですので、しっかり読んで対応してください。

■ 宿舎についての注意事項 ■

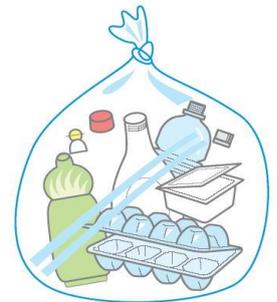
- 家賃・水光熱費（電気・ガス・水道の料金）は、毎月の支払いを滞納しないこと。転居や退去時はより注意して精算すること。※
 - 転居の際は各市区町村において「転居」の届出をし、新たな居住地の「住民票」「在留カード（表裏面）のコピー」「学生個人と連絡の取れる連絡先」を大学に提出すること。
 - 宿舎によっては、家具や家電などが備え付けられていることがあります。破損させたり、持ち出したりしないこと。
 - 本学から学生に連絡を取ってから、3日以上連絡が取れない場合は保証人や父母に通知する場合があります。これを了解していること。
 - 宿舎の退去時に、居室全体の破損、ごみの放置など入居時と異なる状況であると不動産業者が判断した場合、学生が責任をもって原状回復を行うものとし、その目的において約2ヶ月分の家賃借相当額を支払わなければならない場合があります。これを了解していること。
- ※それぞれの費用の請求書は、みなさんの宿舎へ直接郵送されます。必ず期限内に支払いを済ませること。支払いは、コンビニエンスストア・郵便局・銀行でできます。

夏/春休み等の間に一時帰国や海外旅行をする場合は、その間の家賃・水光熱費の支払いについて事前にルームメイトや友人に依頼し代わりに支払ってもらうなど、各自で責任を持って対処してください。

■ ゴミの出し方 ■

日本では、ゴミを焼却する際の大気汚染の防止や、ゴミのリサイクルのために、ゴミの出し方が厳しく規制されています。ゴミを出すときは以下のことに気をつけてください。

- 透明の袋に入れ、指定された日に決まった場所に出してください。
- ゴミの分別は市町村によって異なりますので、住んでいる市の役所で確認してください。



※これらのルールを守らなかった場合、ゴミが回収されず、周りの人の迷惑になりますので、自分の住んでいる地域のゴミ捨て場と、ゴミを出す日を確認し、きちんと分別して捨てましょう。

■ 退去の時（！！卒業・帰国時は特に注意！！） ■

宿舎から退去する時は、以下のことに注意してください。

- ・入居中に自分で購入した家具、備品等は最後まで責任を持って処理すること。不用品なども、そのまま部屋に残さず、粗大ゴミへ出すなど各自で処分すること。
- ・退去日までに部屋をきれいに掃除すること。（部屋がひどく汚れていたり、物品の破損等があった場合は、別途費用が発生することがあります。）
- ・家賃、水光熱費の支払いは、退去日までの分を各自で必ず精算すること。

■ 心がけること ■

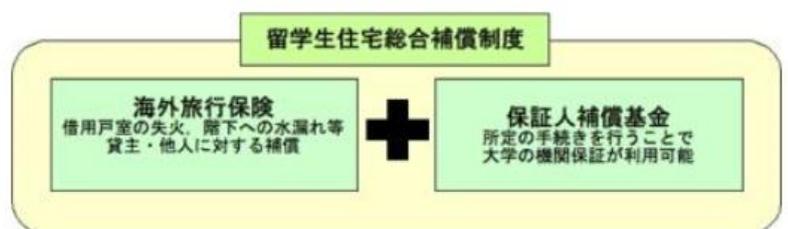
- ・お互いに気持ちよく生活できるように一人一人が決められたルールを守りましょう。
- ・掃除は定期的に行ってください。郵便ポスト定期的に清掃してください。
- ・火の取り扱いには十分注意してください。

■ 留学生住宅総合補償 ■

みなさんが留学生住宅総合補償に加入することにより、大阪電気通信大学が連帯保証人（機関保証）になることができます。

申し込み手続きは、本学が行います。

加入を希望する方は、国際交流センターまでお問い合わせください。



アルバイトについて

経済的な事情でアルバイトが必要な場合は、「資格外活動許可」を得ることで、1週につき28時間以内（長期休業期間にあるときは1日につき8時間以内）での活動が認められています。許可を得ずにアルバイト等をした場合は、処罰の対象になりますので十分に注意してください。

★資格外活動（アルバイト）の条件★

1. 留学中の学費、その他必要経費を補う目的であること。
2. 1週28時間以内とし、夏期・冬期・春期の休暇期間は1日の労働時間8時間以内とする。
3. 学業に支障がなく、かつ留学生として適当な業務内容であること。
4. 風俗営業等取締法適用業種にかかわるものではなく、法令または公序良俗に反する恐れがないものであること。

●租税条約について

日本と「租税条約」を結んでいて、留学生のアルバイト収入に関する免税条項を持つ国（アメリカ、中国、韓国など）があります。これらの国から来日した留学生は、条件の範囲内であれば、アルバイトをしても、税金が免除される場合があります。免除を受けるには、「租税条約に関する届出書」をアルバイト先に提出する必要がありますので、雇用主に確認してください。申請の際には、学生証・パスポート・在留カード・本人の住民票（原本）などが必要です。なお、大学院生がTA（ティーチング・アシスタント）等、学内で就労する場合、学務課・四條畷学務課より4月中に連絡しますので、指定された手続きを行ってください。

一時帰国や、他の国に旅行するときは？

在留期間中に一時帰国や海外旅行で日本を離れるときは、必ず事前に

「一時帰国・海外旅行届」 1通

「誓約書（安全輸出管理規定に関する約束をする書類）」 1通

の2点を提出してください。

提出先：国際交流センター事務室：四條畷キャンパス6号館1階

寝屋川キャンパスの留学生：国際交流センター事務室窓口（A号館1階）

注意！！ 夏休み・春休み以外でも、日本を出国する際は事前に連絡するようにしてください。

出国の際は必ず大学に届出を！！

緊急時の連絡について

けいさつ はんざい・とうなん・こうつう じこ つうほう
警察 犯罪・盗難・交通 事故の通報

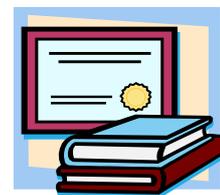
TEL: 「110」 (無料)

しょうぼうしょ かじ きゅうじょ きゅうきゅう つうほう
消防署 火事・救助・救急の通報

TEL: 「119」 (無料)



4. 在留資格に関する手続き



在留期間の更新について

皆さんは、日本への在留については出入国在留管理庁にその旨申請し「在留許可」を得ています。在留資格には期限があり期限を越えて滞在していると「不法滞在」とみなされ、強制帰国させられてしまいます。留学生の皆さんが本学（学部）で勉強する期間は4年間ですが、在留資格の許可を受けている期間は2年3ヶ月となっていますので在学期間中に在留期間の期限が到来する学生は更新手続きが必要となります。

（留学生が日本に在留を許可される期間は、出入国在留管理庁が、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月のいずれかと決定しています）。

そこで、みなさんは在留期間が満了するまでに、大阪出入国在留管理局にて更新手続きを行わなければなりません。期間満了の日の3ヶ月前から手続きを行うことができます。申請から許可まで、最大約2ヶ月かかることがありますので、一時帰国を予定している方は、余裕をもって更新の申請をしてください。

●手続きに必要なもの・・・

- ① 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼
- ② 在留期間更新許可申請書
- ③ 在留カード
- ④ 在学証明書及び成績証明書（**新入生で日本語学校から本学に入学された方は、本学入学**

まえ きょういくきかん せいせきしやうめいしょ ひつよう
前の教育機関の成績証明書が必要になります。)

⑤パスポート (在留資格の期限より前にパスポートの期限が到来する場合は、パスポートを
先に更新する必要があります。)

⑥手数料 4,000円 (収入印紙※で納付) ※郵便局で購入できます。

◆卒業後に日本で就職する場合◆

留学生のみなさんが、日本で就職する場合、「留学」の在留資格のままでは、日本で働くことが
できません。働くことができる在留資格へ変更する必要があります。

変更の手続きは、留学生のみなさん自身が出入国在留管理局で行います。

原則的に、4月から入社できるように12月から変更を受け付けています。申請後、許可が下
りるまで1~2ヶ月かかります。(ただし、変更後の在留カードは卒業証明書提出後に受け
取り可。)

また、内定先の会社に用意してもらおう書類が複数ありますので、就職先が内定したら、手続き
について早めに確認しましょう。

●手続きに必要なもの・・・

1) 自分で用意するもの

①パスポート

②在留カード

③在留資格変更許可申請書：申請用紙は窓口でもらえます。

④履歴書：様式は自由

2) 内定先の会社に用意してもらうもの

①雇用契約書のコピー：採用(内定)通知書でも大丈夫です。

※仕事の内容、雇用期間、報酬金額が明記されているもの

②内定先企業の商業法人登記簿謄本

※3ヶ月以内に発行されたもの

③決算報告書(貸借対照表、損益計算書)

④会社案内：内定先の事業内容が分かるパンフレット等で大丈夫です。

3) 大学で発行してもらうもの

卒業証明書(または卒業見込証明書)

※コピー不可

◆^{きゅうがく}休学^{ばあい}する場合◆

健康上の理由、家庭の事情により休学をする場合は、「留学」の活動を休止することになりますので「留学」の在留資格を喪失します。

したがって、休学期間中は「留学」の在留資格のまま、日本国内に在留することができません。

次のページで、上記を含む主な手続きについてご案内します。

各自で、期限までに必要な手続きを行ってください。

在留手続き関係一覧

私費留学生の方は学務課（寝屋川キャンパス）・四條畷学務課（四條畷キャンパス）へ、

協定校、その他指定の入試による入学者は、国際交流センター（寝屋川キャンパス・四條畷キャンパス）へそれぞれ申し出てください。

もくてき 目的	もうでまどぐち 申し出窓口	ていしゅつしよるい 提出書類	ていしゅつさき 提出先	へんこうとどけでさき 変更の届出先 (14日以内)
在留期間の更新	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①在留期間更新許可申請書</p> <p>②写真（縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの）</p> <p>③パスポート</p> <p>④在留カード</p> <p>⑤在学証明書及び成績証明書</p> <p>⑥研究内容についての証明書(研究生)</p> <p>⑦履修科目及び時間数を記載した履修届出写し等の証明書(科目履修生)</p> <p>※許可される時は手数料 4,000円が必要です。 (収入印紙で納付)</p>	<p>学務課又は四條畷学務課（国際交流センター）で提出書類を確認後、</p> <p>大阪出入国在留管理局へ提出してください。</p>	〇市役所 及び 学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)
アルバイト	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①資格外活動許可申請書</p> <p>②パスポート</p> <p>③在留カード</p>		学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)
卒業後の求職活動	学務課 四條畷学務課 (国際交流センター)	<p>■出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>①在留資格変更許可申請書</p> <p>②写真（縦4cm×横3cm、3ヶ月以内に撮影されたもの）</p> <p>③パスポート</p> <p>④在留カード</p> <p>⑤申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書(適宜)</p> <p>⑥卒業見込証明書(卒業証書[写し]または卒業証明書)</p> <p>⑦継続就職活動についての「推薦状」</p> <p>⑧継続就職活動を行っていることを明らかにする資料</p> <p>※許可される時に手数料4,000円が必要です。 (収入印紙で納付)</p>		〇市役所

必ず在学中に
手続きすること！
卒業式後は手続き
ができません

もくてき 目的	もう で まどぐち 申し出窓口	ていしゅつしよるい 提出書類	ていしゅつさき 提出先	へんこう とどけできき 変更の届出先 (14日以内)
<p>卒業後に日本で就職する場合</p>	<p>学務課 四條畷学務課 (国際交流 センター)</p>	<p>■ 出入国管理及び難民認定法関係手続き申請書交付依頼</p> <p>自分で用意するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① パスポート ② 在留カード ③ 在留資格変更許可申請書: 申請用紙は窓口でもらえます。 ④ 履歴書: 様式は自由 <p>内定先の会社に用意してもらうもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用契約書のコピー: 採用(内定)通知書でも大丈夫です。 ※ 仕事の内容、雇用期間、報酬金額明記 ② 内定先企業の商業法人登記簿謄本 ※ 3ヶ月以内に発行されたもの ③ 決算報告書(貸借対照表、損益計算書) ④ 会社案内: 内定先の事業内容が分かるパンフレット等で 大丈夫です。 <p>大学で発行してもらうもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 卒業証明書(または卒業見込証明書) ※ コピー不可 	<p>学務課又は四條畷学務課(国際交流センター)で提出書類を確認後、 大阪出入国在留管理局へ提出してください。</p>	<p>○ 市役所 及び 学務課 四條畷学務課 (国際交流 センター)</p>
<p>一時帰国</p>	<p>学務課 四條畷学務課 (国際交流 センター)</p>	<p>【みなし再入国許可】(国外での滞在期間が1年以内の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再入国出国記録: 出国時に空港で渡されます。 ② 在留カード ③ パスポート <p>【再入国許可申請】(国外での滞在期間が1年を超える場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再入国許可申請書 ② パスポート ③ 在留カード及び学生証 ④ 手数料(1回限り: 3,000円、数次有効: 6,000円) (収入印紙で納付) 	<p>空港の 出国審査場</p> <p>大阪出入国 在留管理局</p>	<p>学務課 四條畷学務課 (国際交流 センター)</p> <p>※ 日本国外に 出国する場合は、 申し出窓口にて 「誓約書」と一時 帰国・海外 旅行届を提出 すること。</p>

必ず在学中に
手続きすること!

※ 日本国外に
出国する場合は、
申し出窓口にて
「誓約書」と一時
帰国・海外
旅行届を提出
すること。

5. 相談窓口の案内

事務室の案内

■ 寝屋川キャンパス ■

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	学務課	A号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など 在留関係手続き		
健康・体調について	医務室	A号館1階
日常生活全般における悩みの相談	学生相談室	J号館6階
就職について	寝屋川就職課	A号館1階
その他、質問や相談について	国際交流センター	A号館1階 ※授業期間中の毎週火曜日のみ

■ 四條畷キャンパス ■

内容	窓口	場所
履修・成績など、勉強について	四條畷学務課	1号館1階
授業料・奨学金について		
アルバイトの紹介		
住所変更・保証人変更など各種変更の届出		
在留期間更新・変更など 在留関係手続き		
健康・体調について	医務室	1号館1階
日常生活全般における悩みの相談	学生相談室	1号館1階
就職について	四條畷就職課	1号館1階
その他、質問や相談について	国際交流センター	6号館112